

湘南東ブロックし尿処理広域化方針について（最終報告）

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で構成する湘南東ブロックにおいて、し尿処理施設が藤沢市と寒川町にそれぞれ1カ所、合計2カ所あり、各施設とも老朽化し延命化等が課題となっていることから、令和3年度に湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議としてし尿処理広域化を検討しました。その後、令和4年度、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議として、湘南東ブロックし尿処理広域化方針（以下「広域化方針」という。）作成作業を行い、藤沢市廃棄物減量等推進審議会において広域化方針（素案）を審議しました。

令和4年11月以降、各市町にて広域化方針（素案）を議会に報告するとともにパブリックコメントを実施しました。パブリックコメント実施後、2市1町として、意見に対する回答案を作成し、これらの意見を反映した広域化方針（案）を令和5年1月に藤沢市廃棄物減量等推進審議会において審議しましたので、最終案として報告するものです。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見の募集期間（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）
令和4年12月7日から令和5年1月5日まで
- (2) 意見の件数 11件（藤沢市0件、茅ヶ崎市11件、寒川町0件）
- (3) 意見提出者数 1人（藤沢市0人、茅ヶ崎市1人、寒川町0人）
- (4) 計画に反映した意見の内容と考え方
ア 経緯及び趣旨に関する意見

意見番号	項目	意見の内容
3	1章「経緯及び趣旨」	両施設の老朽化だけでなく、し尿の処理方法、下水道、広域化等のことがあまり書かれていない。

(2市1町の考え方)

当該方針の策定は、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改正時に、し尿処理施設の老朽化が問題となり今後の方針について検討が必要になったことから、し尿処理施設の広域化可能性調査を実施したことが経緯となります。

一方で、し尿等の処理を検討する中で、各種計画等との関係は重要であるため、ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

修正後

1章 経緯及び趣旨

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町は、(省略) 計画期間とした計画改定を行いました。なお、し尿や浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)についても一般廃棄物であることから、当該実施計画の趣旨を踏まえて検討しております。し尿等の処理に係る各種計画を表1-1に示します。

(省略)

このような社会状況や本広域化実施計画の進行管理を行っている中で、藤沢市、寒川町に1施設ずつある、し尿処理施設とも行政人口の減少や下水道普及率の向上により、将来の搬入量予測に対し既存施設規模に余剰が生じています。しかしながら、浄化槽の維持管理で発生する汚泥及び仮設トイレのし尿の排出が見込まれるため、今後ともし尿処理施設は必要であり、施設の老朽化、延命化等が課題となっています。

そのような状況から、令和3年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」としてし尿処理広域化の検討業務委託を発注し、し尿等の広域的な処理方法を具体的に調査しました。

(省略)

表1-1 し尿等の処理に係る各種計画

	計画名称	計画概要
1	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町が互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、その事業実現に向けた計画。
2	一般廃棄物処理基本計画	し尿等を含めた一般廃棄物の計画的な処理を推進するための計画。 ※湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画と整合性を図り市町個々で策定。
	藤沢市一般廃棄物処理基本計画	
	茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画	
	寒川町一般廃棄物処理基本計画	

2 今後の進め方

広域化方針（案）に対する議会等でのご意見を踏まえ、今年度中に広域化方針を定める予定です。また、令和5・6年度に地方自治法第252条の14に基づく事務の委託に関する手続きを進め、経費負担の方針を定めるとともに各市町議会にて規約について議決を経た後、各種計画の見直し・策定等を行い、令和14年度を目標にし尿処理施設の供用を開始します。

3 資料

資料2 「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

資料3 湘南東ブロックし尿処理広域化方針（案）

以上
(環境部 環境総務課)